



第174号

令和7年5月1日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013中央区日本橋人形町3-11-10

ホックク人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURLhttp://www.nihonbashi-tax.jp/

発行人 支部長 青木久直

編集人 広報部長 多田 毅

印刷 (株) 税 経



「出雲大社」(広報部長より提供)

目 次

・ 支部長挨拶 青木久直…………… 2	・ 随筆 小山栄一…………… 12～13
・ 日本橋税務署長挨拶 井上博之…………… 3	・ 日本橋支部常会及び研修会…………… 13
・ 新春講演会及び賀詞交歓会…………… 4	・ 各部だより…………… 14～18
・ 税務協力7団体 新年賀詞交歓会…………… 5	・ 女性部(さつき会)活動報告…………… 18
・ 研究論文 松下滋春……………6～11	・ 支部会員異動のお知らせ…………… 20～24



確定申告を終えて

支部長 あお き ひさ なお
青木 久直

目に鮮やかな新緑の候、日本橋支部会員の皆様におかれましては、ますますご清栄のことと存じます。

令和6年においては、物価高に対する国民の負担を緩和するために一定の条件のもと定額減税が実施されました。給与所得者は昨年の6月の給与から、事業所得者は予定納税額から実施され、支部会員の皆様におかれましては、十分なご準備と納税者の方々へのご配慮のもと確定申告についてもスムーズに申告されたことと思います。

税理士会による確定申告無料相談につきましては、昨年に引き続き人形町区民館で実施致しました。事前申し込みについては、Webでの申し込みとなりましたが大きな混乱もなく実施することが出来ました。また、相談件数、提出件数は年々若干ですが減少傾向にあります。これはe-Taxの普及による自宅からの申告による利便性の向上による所もあると思います。そして、税理士記念日における無料相談、支部による確定申告無料相談も無事に開催することが出来ました。ご協力いただきました支部会員の皆様へこの場をお借りして感謝申し上げます。

研修の受講義務については、税理士は毎年4月から翌年3月までの一事業年度に36時間以上の研修を受講しなくてはなりません。日本橋支部では、例年70%以上の会員の皆様が36時間の研修受講率を達成しており、令和5年度では、75.18%の研修受講率を達成致しました。令和6年度についても3月の途中段階ですが、昨年よりも若干ではありますが受講率が上回っております。今年度も東京税理士会48支部中でも上位の達成割合になれるものと期待しております。また、支部の研修についても常に資質の向上を図れる研修会を企画しておりますので、是非多くの会員の皆様にご参加いただき、ご活用いただければと思います。

厚生活動につきましては、各部とも積極的に活動を行っております。

野球部は、令和6年度の大会では優勝を逃して

しまいましたが令和7年度の大会ではチーム一丸となりきつといい結果をもたらしてくれるものと期待しております。

また、ゴルフ部、テニス部、アウトドア部、歌舞音曲部も毎月活発に活動を行っております。どの部も随時部員を募集しております。興味のある方は是非、ご参加ください。

現在、令和6年度の支部定期総会へ向けて議案書の作成を行っております。令和6年度は、基本方針として、資質の向上を図れる研修会の運営、会員の業務の合理化のためのデジタル化の推進、支部活動等への積極的な参加を促す為の広報活動に努めることを掲げさせていただきました。

研修につきましては、支部が開催する研修会で36時間の受講義務が達成できるように研修会を企画するとともに知識やスキルの向上が図れるよう研修テーマを検討致しました。デジタル化につきましては、毎月デジ塾を開催し業務に直結するITに関する講義を行いました。広報活動については、HPを随時更新するとともに情報発信に努めました。また、HPをリニューアルしスマートフォンでも更に見やすくなるように致しました。4月中旬以降から新しいHPへと移行しております。是非、HPを見ていただけたらと思います。

支部定期総会は6月23日（月）にロイヤルパークホテルにて開催されます。是非、多くの支部会員の皆様にご出席いただき、忌憚のないご意見をお聞かせいただければと思います。ご都合により欠席される会員におかれましては委任状のご提出をお願いいたします。

令和5年6月の定期総会から2年間支部長を務めさせていただきました。これも支部会員の皆様のご協力、お力添えによるものと深く感謝申し上げます。6月の定期総会以後は、新支部長のもと新体制で令和7年度の日本橋支部が始まります。引き続き支部会員の皆様のご協力とお力添えをお願いいたします。



確定申告期を終えて

いの うえ ひろ ゆき
日本橋税務署長 井上博之

東京税理士会日本橋支部の役員並びに会員の皆様方には、平素から格別の御理解と多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告、個人事業者に係る消費税及び地方消費税の確定申告並びに贈与税の申告期間が無事終了いたしました。

本年度は、税制改正の施策として盛り込まれた定額減税制度が6月から開始され、準備期間も短く、広範囲の納税者の方への影響が懸念されました。また、昨年から周知・広報を行って参りましたが、本年1月から申告書等の控えへ收受日付印の押なつを行わない対応が開始されております。こうした中、申告期間を通じて大きな混乱もなく申告期間を無事に終えることができましたのは、東京税理士会日本橋支部の皆様方が、人形町区民館や支部事務局において開催していただいた「無料申告相談」をはじめとして、各種施策に御支援と御協力をいただいた賜物であります。改めて御礼申し上げます。

今後も、制度の円滑な定着に向けて、納税者の方の立場に立って丁寧に対応し、引き続き、周知・広報に努めてまいります。税理士の皆様におかれましては、これまでも制度の周知・広報など多大な御協力をいただいておりますが、引き続き、関与先の皆様への周知等お願い申し上げます。

申告期に国税庁では、更なる納税者利便の向上に向けて、昨年に引き続き、自宅等からの申告、特にマイナンバーカードを利用したスマートフォンによるe-Taxの利用を推進し、積極的に周知、広報いたしました。

令和6年分の確定申告では、スマートフォン用電子証明書がアンドロイド端末で利用可能となり、マイナンバーカードで利用できるサービスがスマートフォンだけで完結できるようになりました。また贈与税の申告書もスマートフォンで作成可能になり、手続・機能両面から納税者の利便性をさらに向上させる取組みを実施いたしました。

さらにマイナポータル経由で給与所得の源泉徴収票や控除証明書等のデータを一括取得できるマイナポータル連携に関しては、代理人として登録された税理士の皆様も、関与先のマイナポータル連携対象データを取得することが可能となっています。

税理士法第2条の3の理念の下、税理士業務のICT化を進めていただきながら、関与先に対する業務のデジタル化に向けたサポート、e-Taxやキャッシュレス納付の利用勧奨に、これまで同様、お力添えを賜れば幸いです。

改めて申し上げるまでもなく、青木支部長をはじめ東京税理士会日本橋支部会員の皆様方とは、従来から良好な協調関係を築かせていただいております。今後とも緊密なコミュニケーションを通じて相互の理解と信頼関係をより強固にし、申告納税制度を支える良きパートナーとして共に歩んでいただけることをご期待申し上げます。

結びに当たりまして、青木支部長をはじめ東京税理士会日本橋支部会員の皆様方に対し、今後とも税務行政に対する、なお一層の御理解と御協力をお願い申し上げますとともに、東京税理士会日本橋支部の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝並びに御事業の御繁栄を心から祈念申し上げ、令和6年分の確定申告期を終えて御礼の挨拶とさせていただきます。



令和6年度 東京税理士会日本橋支部 新春講演会及び賀詞交歓会が開催されました

～令和7年1月14日～
水天宮ロイヤルパークホテル

令和7年1月14日、午後5時30分から水天宮ロイヤルパークホテルにて賀詞交換会が開催されました。

第一部として新春講演会が開催されまして、インフルエンザの拡大や新型コロナウイルスの感染症対策として事前予約制で開催されました。

また、新春講演会後には、賀詞交歓会が第二部として開催され大変賑わっておりました。

【講演会】

新春賀詞交歓会の前に特別研修として、講演会がセットされておりまして、出席者は98人で、講師は「アパホテル社長の元谷芙美子」氏で行われました。

演題は「逆境における経営判断とリーダーシップ」との講演会をいただきました。元谷社長の講演に、皆さん惹き込まれておりました。素晴らしい講演会でした。



◀
元谷芙美子氏



【賀詞交歓会】

第一部の新春講演会に引き続き、第二部として賀詞交歓会が開催されました。場所は、引き続きロイヤルパークホテルです。

来賓挨拶を日本橋税務署長、中央都税事務所長、中央区役所、東京税理士会、東京税理士政治連盟よりいただき、乾杯は前支部長の竹田修氏により行われました。



▲青木久直支部長



▲竹田修前支部長



税務協力七団体 新年賀詞交歓会

～令和7年1月28日～

令和7年1月28日（火）午後4時40分から、東実健保会館6階大ホール（中央区東日本橋3丁目）において、税務協力七団体の新年賀詞交歓会が開催されました。

栗原総務部長が司会進行を行い、開会の言葉に続き、今年は、税理士会が主催者となっていることから、東京税理士会日本橋支部、青木支部長が挨拶されました。

来賓挨拶は、日本橋税務署長の井上博之様、中央都税事務所長の成瀬貴子様、中央区長の山本泰人様と続きました。



青木久直支部長



井上博之署長

日本橋税務署からの出席者は、井上署長を始めとする10名の幹部の方、中央都税は2名、区役所も2名の出席で行われました。

懇親会時の乾杯の音頭は、日本橋間税会会長の山本徳治郎様が行われ、中締めは日本橋優申会会長高岡慎一郎様で御開きとなりました。





移転価格税制に関する 事前確認 (APA) について



税理士 松^{まつ}下^{した} 滋^{しげ}春^{はる}

○ はじめに

移転価格 (TP : Transfer Pricing) 税制は、国外の関連企業 (国外関連者) との取引を通じた海外への所得移転に対処し、適正な国際課税の実現を図る観点から、昭和61年度税制改正で導入された制度です。この税制の基本的仕組みは、法人と国外関連者との取引価格が第三者間の取引価格 (独立企業間価格 (ALP : Arm's Length Price)) と異なることにより、我が国の課税所得が過少となっている場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして所得を計算するというものです。

また、移転価格税制に関する「事前確認 (APA : Advance Pricing Arrangement)」とは、移転価格課税に関する納税者の予測可能性を確保し、当該税制の適正・円滑な執行を図ることを目的として、同税制が導入された翌年 (昭和62年) に我が国が世界に先駆けて導入した施策です。

税務当局においては、移転価格税制の導入から今日に至るまでの約40年間に亘り、既に経過した年度に対する移転価格調査、そして将来年度に対する事前確認審査 (APA 審査) といった二本立ての体制で執行が行われており、両者を相互に作用させることで適正な課税権の確保を図ることとされてきました。そのうち、移転価格調査については超大型の更正事案に係るマスコミ報道が行われたことも多くあったことからご記憶の方も多いと思いますが、もう一方の事前確認審査については専門誌等において取り上げられることはあるものの、一般的にはあまり馴染みがないものと感じています。よって、本稿では、事前確認 (APA) の全体像を概観するとともに、サンプル事例を用いて実際の審査の場面で法人・税務代理人側と税務当局側との間で議論となるポイントを整理してみたいと思います。

なお、本稿において意見にわたる部分について

は筆者の私見であることをあらかじめ申し添えます。

1 事前確認の概要

(1) 事前確認とは (そもそもどのような手続なのか、移転価格調査との相違点は何か)

事前確認とは、法人からの申出に基づき、その申出の対象となった国外関連取引 (確認対象取引) に係る独立企業間価格の算定方法等について税務署長又は国税局長がその合理性を検証して事前確認を行う手続です。この手続は、国税庁長官が各国税局長等に対して発遣する「移転価格事務運営要領の制定について (事務運営指針)」 (以下「指針」という。) を根拠に、相手方 (=法人) の自発的な意思 (=事前確認の申出) に基づく協力によってその内容が実現されるものであって処分に該当しないものであることから、行政指導の範疇にあるものと位置づけられています (行政手続法第2条第六号)。

移転価格調査と事前確認審査の相違点としては、前者に基づく更正処分が既経過年度分の法人税確定申告書について税務当局が法令の規定に基づき実施する行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為 (法律行為的行政行為) であるのに対し、後者は未だ到来していない将来年度分 (原則として3~5事業年度 (指針6-7)) について、上述のとおり、法人が自ら行う申出を契機として税務当局が協力的手法の一環として審査等を実施する、という点が挙げられます。

(2) 事前確認の目的 (何のために行うのか)

指針6-1《事前確認の方針》では、「事前確認については、移転価格税制の適用に係る法人の予測可能性を確保し、当該税制の適正かつ円滑な執行を図るため、我が国の課税権の確保に十分配慮しつつ、事案の複雑性や困難性に応じたメリハリのある事前確認審査を的確かつ迅速に行う。」と明

記されています。

これは、事前確認という協力的手法が、その手続を通じて税務当局と申出法人とが協働関係を築き、双方において投下した時間・労力・コストに見合う実益を享受することが期待されていることを踏まえ、指針6-1前段において、その具体的な目的（事前確認を通じ、法人側においては将来年度の予測可能性が確保されること、同時に税務当局側においても移転価格税制の観点から自発的な税務コンプライアンスの維持向上に資すること）が確認的に記されているものと言えます。

(3) 事前確認の効果（納税者が確認を受けることのメリットは何か）

指針6-16《事前確認の効果》では、税務当局による審査（後述3④の「バイラテラル事案」の場合は相互協議）の結果、事前確認を行う旨の通知（後述3⑤の「確認通知」）を受けた法人がその取引について事前確認の内容に適合した申告を行っている場合には、その取引は独立企業間価格で行われたものとして取り扱う旨が明記されています。

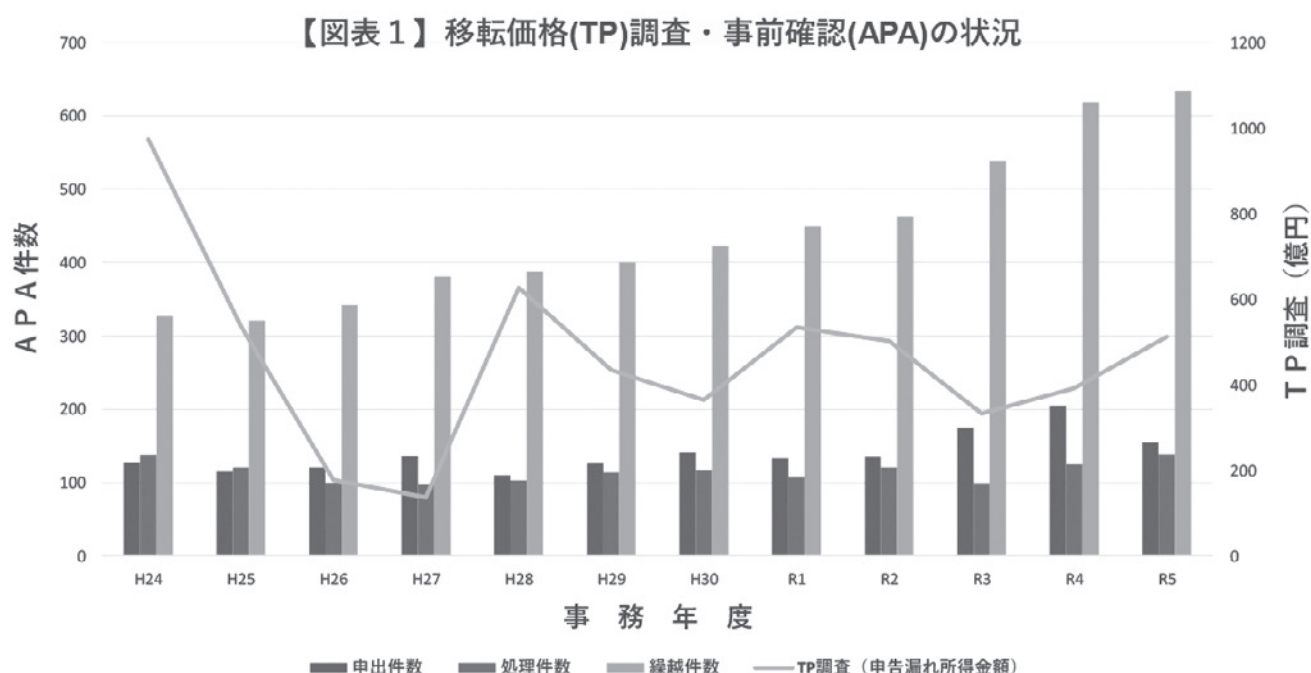
つまり、事前確認を申し出た法人にとっては、最終的に税務当局から受領した確認通知に即した

価格設定（棚卸取引や役務提供取引等のプライシング、無形資産等に係るロイヤルティ料率の設定等）で国外関連取引を行う限りは、その取引は独立企業間価格で行われたものとして取り扱われ、移転価格課税は行われない仕組みであること、即ち、将来年度に係る予測可能性が確保されるという効果があります。

2 最近の移転価格調査及び事前確認の傾向（処理の状況）

別掲の【図表1】は、毎年国税庁から公表される「法人税等の調査事績の概要」から移転価格調査と事前確認に係る計表を抜粋・加工したものです（平成24～令和5事務年度まで）。このグラフからも分かるように、全体的な趨勢として、移転価格調査によって把握された申告漏れ所得金額は漸減傾向にある一方で、事前確認の方は法人からの「申出件数」の増加に伴い「繰越件数（各事務年度末の未処理件数）」が大幅に増加していることが分かります。

移転価格調査に係る申告漏れ所得金額として公表される計数は、あくまで個別事案の積み重ねで



あり、多額の更正事案の有無によって各年度の計数にブレが生じますが、近年は調査を受ける前に事前確認による課税リスク回避の途を選択する法人が増加した結果、大型課税事案が減少したことも申告漏れ所得金額が減少傾向にある要因の一つと思われます。

一方で事前確認については、移転価格調査による課税処分を受けた年度の後続年度に係る課税リスク回避のため、あるいは平成28年度税制改正により導入された移転価格税制に係る文書化制度を契機とした一層の移転価格対応を行うため、等々の理由により事前確認に対する法人のニーズが高まりつつあることが「申出件数」増加の要因になっているものと考えられます。また、近年の事案には、過去に例を見ない最先端の事業形態を展開する法人からの申出、更には高度な専門知識が求められる業種に属する法人からの複雑かつ困難な申出等が増えており、当局による審査及びその後の相互協議にも相当の期間を要することとなったため「処理件数」の伸びが鈍化し、結果として「(翌年度への)繰越件数」が連年積み重なっている状況にあるものと推測されます。

3 事前確認手続の具体的な流れ (手続の全体像)

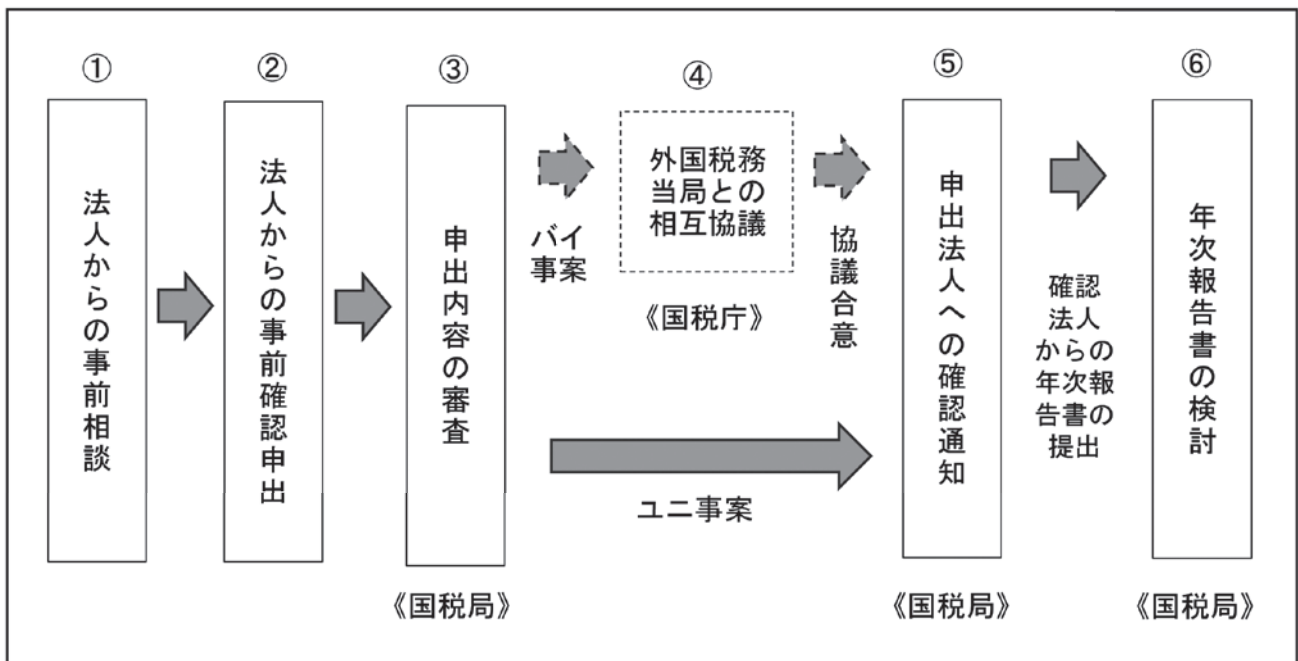
次に、事前確認手続の具体的な流れを【図表2】「事前確認手続の概要」に沿って見ていきます。

まず、法人からの要望を受けて「①事前相談」が実施され、申出書（後述②）の添付資料の作成要領や審査で議論となるポイント等について審査担当者からの説明が行われます（指針6-10）。この段階では、その後の審査において必要となる資料や独立企業間価格の算定方法等の妥当性のほか、そもそも自社において事前確認の申出を行うことが必要か否か（文書化対応等で十分か）についての相談を行うことも可能です。

その後、法人から正式に「②独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出書」（指針6-2、3）が提出されると、国税局の審査担当課において「③申出内容の審査（APA 審査）」が行われます（指針6-11）。実際の審査のポイントについては、後述「4

サンプル事例」にて簡記しましたが、審査では机上での資料の収集・検討だけでなく、審査担当者が各業務の担当部署、研究所や工場等に臨場してのヒアリング等が実施され、取引実態に応じた独立企業間価格の算定方法を検討するなど移転価格調査と同様の事実確認が行われることとなります。

【図表2】事前確認手続の概要



その後の流れは大きく二つに分かれることとなります。一つは、我が国と相手国税務当局との間で相互協議を行い、その合意に基づいて確認を行う「④バイラテラル事案（バイ事案）」ですが、その最大のメリットは我が国だけでなく相手国による課税リスクも回避することができる点にあります。もう一つは、我が国のみに事前確認の申出がなされる「ユニラテラル事案（ユニ事案）」であり、バイ事案と比べると一連の処理に要する時間やコストは削減される傾向にあります。国外関連者所在地国における課税リスクの回避までは保証されないといった面があります。これらのどちらを申し出るかは最終的には法人の選択となりますが、前述の事前相談を活用するなどにより、国外関連取引を行う双方の国における課税リスク等を勘案して判断することとなります。

次に、バイ事案については相互協議での合意が成立次第、ユニ事案においては国税局の審査が終了次第、当局から申出法人に対して確認した内容を記載した「⑤独立企業間価格の算定方法等の確認通知書（確認通知）」が送付されます（指針6-15）。その後、確認通知を受けた法人（確認法人）は、事前確認を受けた国外関連取引（確認取引）について事前確認の内容に適合した申告を行っていること（確認取引の対価の額が事前確認の内容に適合しなかった場合に実施した対価の額の調整方法を含む）を説明するために、税務当局に対し

て「年次報告書」を提出する必要があります（指針6-17）。国税局の審査担当部署では、「⑥年次報告書の検討作業」を事前確認手続の実効性を担保するための重要な職務と位置づけて入念なチェックが実施されており、検討の結果、確認取引について事前確認の内容に適合した申告が行われておらず、所得の金額が過少となっていると疑われる場合には、当該確認法人に対して自発的な見直しを要請した上で必要に応じて修正申告書の自発的な提出を要請することとなります（指針6-18）。

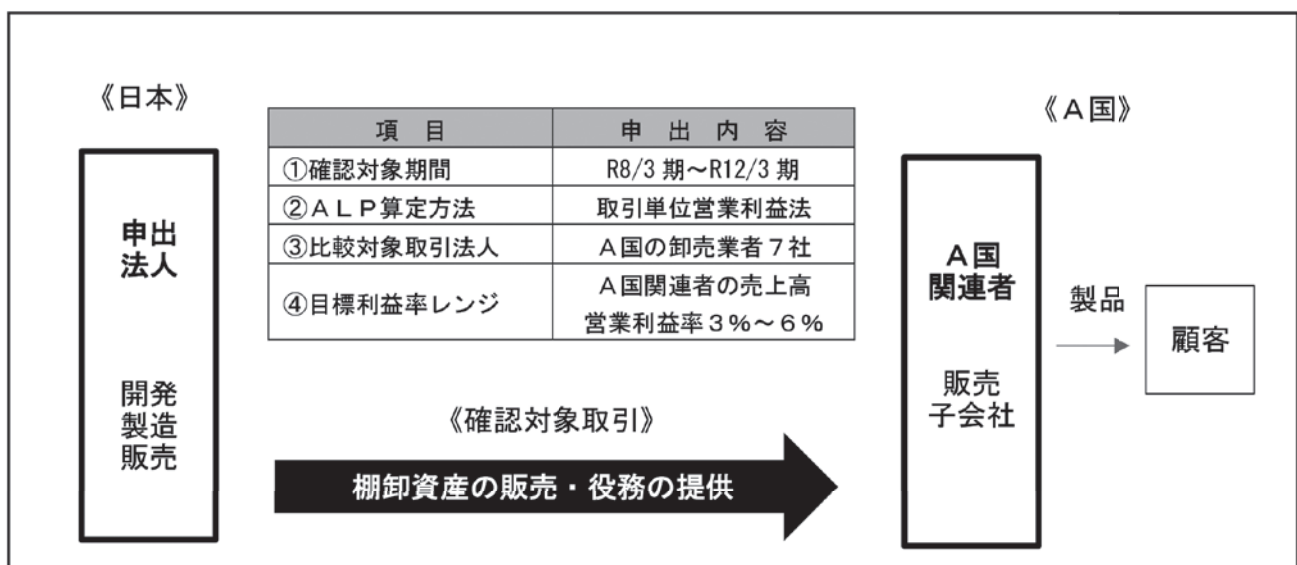
4 サンプル事例(事前確認審査のポイント)

続いて、【図表3】「国外関連取引図」に記載のサンプル事例を用いて、どのようなポイントに着目して実際の事前確認審査（APA 審査）が行われるかを概観していきます。

(1) 取引の概要（事例の前提）

- 左側の「申出法人」が事前確認を申し出た日本側の親会社であり、家電製品の開発・製造・販売等を行っている。この日本法人は、右側のA国に所在する販売子会社に対して、①製品などの棚卸資産の輸出販売を行うとともに、②現地での販売サポートや販売スタッフの研修・教育などの役務提供も行っている。
- A国関連者は、日本から仕入れた製品をA国内の第三者である顧客に再販売することを目的として設立された子会社である。

【図表3】 国外関連取引図



➤ このような確認対象取引を行う申出法人及びA国関連者から、図表中に記載した項目を中心に「事前確認の申出書」が日本及びA国の税務当局に提出された（バイ事案）。主な申出内容として、①将来の5年間に亘り、②取引単位営業利益法を用いて、③公開データベースから抽出したA国の同業他社（卸売業者7社）の財務データを活用し、④A国関連者の売上高営業利益率が目標レンジ（3%～6%）に収まるように価格設定を行いたい旨が記載されている。

(2) 事前確認審査のポイント

実際の事前確認審査（APA 審査）において論点となる項目は多岐に亘りますが、特に重要となるポイントは次の3点に集約されます。

《①：機能・リスク分析》

審査において最も重要な作業が機能・リスク分析であり、国税局の審査担当者にとっては申出法人グループが行うビジネスの全体像を把握した上で、そのグループの「利益の源泉」が「何処」にあるのかを特定することが最大の目的となります。

ここでいう利益の源泉とは、例えば、独自の製品開発によって生み出された高度な製造技術、ノウハウ、特許及び商標等の無形資産、あるいは効果的なマーケティング戦略や大規模な販売網など事案によって千差万別であり、複数の要素が混在する場合もあり得ます。また、それらが何処にあるのかといった点では、利益の源泉として特定された活動について、その中心的な役割を果たすのは日本側か、あるいは相手国側かを明確にする必要があります。

一般的に、高度の機能を果たす法人は、相対的に高い付加価値を生み出し、その価値に見合った高い利益を得ることが期待されますが、例えば、本事例において、日本側親会社の研究開発活動により生み出された製造技術や特許等が独自の価値ある無形資産と認められた場合には、それらが利益の源泉と判断されることになるでしょう。

実際の審査においては、我が国と相手国とのそれぞれの当事者が取引において果たす機能・負担するリスクを判断するために、審査担当者から各種の根拠資料（研究開発、製造、販売、広告宣伝等の広範な分野にわたる経営会議資料

や稟議書等）の提出が求められることはもちろん、担当部署や工場等へ臨場してのヒアリング等も実施されます。よって、申出法人・税務代理人としては、国外関連者との間で十分なコミュニケーションをとり、当事者それぞれがどのような機能を果たし、どれだけのリスクを負担しているかといったポイントを再確認した上で、その根拠となる資料を準備・作成の上、審査担当者に説明を行う必要があります。

《②：独立企業間価格の算定方法の検討》

次のポイントは、確認対象取引を移転価格観点から評価するに当たって用いる最適な独立企業間価格の算定方法（ベストメソッド）を選定する作業です。

ここでは、前述の機能・リスク分析の検討結果と併せて、各取引の具体的な特性（棚卸取引、サービス・役務等の提供取引あるいは無形資産の使用許諾取引等の区分、更にはそれぞれの取引において対象となる製品・商品の特徴、サービス・役務等の内容、無形資産の特性等）など取引の実態を詳細に把握した上で最適な手法を選定する必要があります。

現在、法令では複数（大別すると6種類）の算定方法が規定されていますが、そのうち、近年の事前確認事案では「取引単位営業利益法（比較対象取引を行う法人が稼得する営業利益率をベースにして独立企業間価格を算定する方法）」が採用されることが多くなっています。

実際の審査においては、個々の確認対象取引の実態に即し、法人から申出のあった算定方法を採用することの是非について検討が行われるため、申出法人・税務代理人としては、各算定方法の長所・短所、確認対象取引の内容との適合性、その算定方法を適用するために必要な情報の入手可能性等の観点から自社が選定した算定方法の合理性について、審査担当者に対し、その根拠を的確に説明することが求められます。

《③：比較対象取引を行う法人の選定》

最後に、一般的に入手可能な公開データベースを用いて類似の業種を営む法人の中から比較対象取引を行う法人を選定する作業を行います。

まず、日本側と相手国側との間で検証対象となる法人を決定（比較可能性が十分な比較対象

取引を選定する観点から、より単純な機能を果たすと認められる法人を選択→本事例ではA国(関連者)し、公開データベースにおいて、その検証対象とした法人と類似した業種(→本事例では卸売業者)に区分された同業他社を「母集団」として抽出します(通常、数百社程度であるが、事案によっては千社程度となる場合もある)。

次に、その母集団から、事業規模、機能・リスク等の特性を表象する財務データ上の数値(売上高、研究開発費率、販売管理費率等)に着目した“定量的な観点”からの絞り込みを行います(通常、数十社～百社程度までに絞り込む)。

そこまで絞り込まれた企業について、更に“定性的な観点”から事業内容の類似性に着目した上での個社別の検討、具体的には該当企業のホームページや有価証券報告書等の確認を始め、業界の専門誌等を分析して検証対象法人との類似性の判断を行い、最終的に数社に絞り込んでいくことになります。

この最終段階ではデータベース等を駆使した技術的な側面が強くなりますが、申出法人・税務代理人としては、母集団の抽出に当たり採用した業種分類コード、定量的分析及び定性的分析で使ったスクリーニング基準の設定理由など、検証対象となる法人の規模や取扱製品及び果たす機能等の面から確認対象取引との比較可能性を確保する上での主要な検討項目について合理的な説明を行う必要があります。

(3) その他の留意事項

過去の申告実績の検証を行う移転価格調査では、最終的に「課税ポイント(一点)」を算出する必要がありますが、事前確認では、審査時点で入手可能なデータベースから“将来年度のあるべき利益率等”を予測・算出していくことが目標とすべきゴールとなるため、異常値を排斥するなどの統計的手法を用いた上で「一定の幅(レンジ)」を用いて確認を行うことが一般的です。本事例においても、上述のスクリーニング作業を通じて選定された比較対象取引を行う同業他社の利益率等(→本事例では売上高営業利益率)から「目標利益率レンジ」を算出します。

最終的に、このサンプル事例において相互協議の結果が法人からの申出どおりであった場合、確

認対象期間におけるA国関連者側の売上高営業利益率が3%～6%の幅(レンジ)内に収まっていれば、二国間での確認対象取引の価格設定について移転価格上の問題はないということになります。

なお、事前確認の申出において大宗を占める「相互協議を伴うバイ事案」の場合には、ここまで見てきた「独立企業間価格の算定方法」、「選定する比較対象取引を行う法人」及び「目標利益率レンジ」等の各項目において相手国税務当局との合意が最終的なものとなります。そのため、一連の手続の初期段階(事前相談)から相互協議終了までの各段階において、国税庁相互協議室、国税局審査担当課と納税者(申出法人・税務代理人)の三者が十分にコミュニケーションをとりながら作業・議論を行っていくことが必須と言えるでしょう。

○ おわりに

近年では、大企業のみならず中小規模の法人においても生産・販売・管理等の拠点を世界各国に展開するなど取引のグローバル化が進んでおり、国外関連取引を行う法人数の増加に伴い、事前確認に係る納税者側のニーズ(申出件数)は今後とも更に増加していくものと推測されます。

そのような状況下において、税務当局では、これまででも事前確認審査の『質』を保ちつつ、膨れ上がった繰越件数(『量』)を削減させるために審査部局と協議部局が一体となって処理促進に向け、限られた時間とリソースの中で様々な対応策が検討されてきたものと推察します。引き続き、納税者の予測可能性確保の観点から有益な協力的手法である事前確認のより一層の推進に向けて、更なる施策の導入・実施を期待したいと思います。



随 筆



「麻雀の凄さ」

こやま えい いち
小山栄一

今年で私も57歳になります。自分がこんな歳になるなんて若いころ想像もしていませんでしたが、嘆いても仕方ありません。こうなったら少しでも長生きをして年金を多く受け取りたいものです。その為と申しますか、皆さんは何か身体に良い事していますか。ウォーキングで足腰を鍛えたり、スポーツクラブやフィットネスなどに通って運動したり、家で毎日ラジオ体操をするだけでも良いかもしれません。長生きするには身体を健康に保つことが不可欠となりますが、年を重ねていくとどうしても気になるのが「ボケ」です。このボケを防止または予防するには新しいことを覚えて脳に刺激を与えたり、頭脳をフル回転させて頭を働かせる必要があります。そこで今回は麻雀について書きたいと思います。

囲碁・将棋・トランプ・花札etc 頭を使う対人ゲームは色々ありますが、麻雀と聞いて思い浮かぶイメージは「ギャンブル・たばこ・暗い・・・」など昭和の麻雀はそうだったのかもしれませんが。私が麻雀と出会ったのは中学生の時で、その後20歳を超えた頃から本格的にのめり込んで行きました。まだその頃は町の雀荘も何となく閑散としているイメージで、今より世の中の規制も厳しくなかった！?ので、ちょっと近寄りがたいところもありましたが、最近の系列店の雀荘は若い学生などもたくさん来店しているし、2018年には競技麻雀のプロリーグ「Mリーグ」が発足するなど、メディアで取り上げられる機会も増えており、今や麻雀は一部若者たちから「かっこいい」「感動できる」「憧れる」とまで言われている様です。

先に麻雀のデメリットを紹介すると、「初心者の方は慣れるまでに時間がかかる」、「マナーと用語を覚える必要がある」経験がある人ならともかく、

初心者にとって初めはどうしても時間が必要になるデメリットがあります。ですがリタイア後の生涯の趣味として考えれば、余裕のある時間の中で覚えていけるので、そこまで大きなデメリットにはならないでしょう。

さて、それでは麻雀をするとどんなメリットがあるのか、私なりに「頭をフル回転させるのでボケ防止になる」、「手先を活用するのでボケ防止になる」、「牌を覚えたり思い出す必要があるので記憶力アップに役立つ」、「対局する相手と交流することで人とのコミュニケーションがとれる」、「外出する機会が増えるので高齢者の引きこもり防止に役立つ」、「みんなとワイワイできる」などが考えられます。PCの麻雀ゲームではこれらメリットが半減してしまうかもしれませんが、練習にはうってつけのツールだと思います。

麻雀では一連の流れの中で、脳と手先を使うのと同時に、感覚も研ぎ澄まして行います。おまけに相手の表情を読みながら対局するので観察力もいりますね。

実際に、ある大学教授の研究によると麻雀をすることで脳の血流が増えることがわかったほか、脳年齢が3歳若返るという結果もあるとか。

麻雀は基本4人で打つことになるので、4人のメンツが直ぐ揃うかという点も一つの壁になります。雀荘にはセット麻雀とフリー麻雀があります。簡単に言うとセットは仲間4人で場所を借りて打つ、フリーは一人で好きな時に来店し見知らぬ人と打つという事です。セットはともかくフリーで打つ場合、役はもちろん、点数計算も自分で申告出来ないといけないので、ちょっとハードルが上が



ります。ただ、これから覚えようと思う方は、入門書もたくさん出ていますし、ネットで「麻雀初心者・・・」などと検索すれば、それなりに参考になる情報はいくらでも入手することが出来ます。昨今では「健康麻雀」という言葉も耳にしますが、これは「酒を飲まない」「タバコを吸わない」「賭けない」麻雀だそうです。お酒ぐらいは飲んでもいいかなと個人的には思いました。

ちょっとここで実践的な話を少しだけ。麻雀では捨て牌の選択、相手の動きの読み、手作りの進め方などでリスクを管理する能力が求められます。運任せの「絵合わせ」では、こうしたリスク管理の要素は存在しません。また、他のプレイヤーの意図や手の進行を読むことが必要になり、相手が何を狙っているか、どのタイミングでリーチをかけるかなど、心理戦や駆け引きが勝敗に大きく影響します。

さらに麻雀では、経験やスキルのあるプレイヤーは、運に左右されにくい結果を出すことができると言われています。確かに運が影響する場面はありますが、長期的に見れば実力が結果に反映されやすいゲームだと言えます。「絵合わせ」は運が全てであり、スキルが結果に大きく影響を与えることはありません。

麻雀のルールは非常に複雑で、役作りや点数計算、リーチやフリテンといった特殊な状況判断が必要になります。このため、プレイヤーは戦略的

思考を磨きながらゲームを進める必要があります、これが麻雀の魅力でもあります。

それから「読み」をするときに麻雀では確率を使います。例えば麻雀牌は全部で136牌(マンズ・ピンズ・ソウズ・風牌・三元牌 各4枚34種 $4 \times 34 = 136$)で行います。ピンフで裏ドラが乗る確率は38%前後と言われてます(手配すべて違う牌の場合 $13 \div 34 = 38.23\%$)。七対子ならば20% ($7 \div 34 = 20.58\%$) 他にもありますが、この様に確率も考慮してその場その場の最適な打ち方を考えるのです。

と、この様なことを書いてみるとキリが無いのでそろそろまとめに入りますが、一見「ただの娯楽」と思いがちな麻雀ですが、相手の心理を読みながら、どのタイミングで攻めるか、あるいは守るかなど、瞬時に自分の置かれた立場を考えながら判断を繰り返す競技なので、ビジネスとの親和性も高いと思います。最近では企業の採用選考に麻雀が取り入れられている会社もあるようです。何故なら麻雀ほど打ち手の性格が出るゲームは無いと言ってもいいでしょう。

東京会の中にも麻雀部、或いは同好会がある支部が幾つか存在しており、支部対抗戦なども執り行われていると聞いております。

単なるゲームではない魅力が凄いと思います。いつか日本橋支部にも同好会が立ち上げられたらいいなと企む今日この頃の私でした。

税理士会日本橋支部

常会と研修会の開催

令和7年4月16日(水)において、税理士会日本橋支部の常会が、中央区日本橋富沢町の「綿商会館」で行われました。支部常会は年2回開催することが、支部規則第27条で規定されています。

冒頭、青木支部長から「今回の常会は半年間の業務報告、納税表彰関係、税の絵はがきコンクール表彰関係、税を考える週間行事への参加」報告がメインとなる旨の挨拶がありました。また、常会出席者は執行部を含めて47名の出席となりました。常会においては、各部からのこれまでの活動報告、及び各委員会からの報告、理事会報告もなされましたが、特に質問事項もなく終了しました。

常会終了後においては、日本橋税務署の担当官

による研修会が開催されました。研修の内容は、「書面添付制度」への益々の理解をお願いしたいとのことでした。



各部だより

〔総務部〕

◎支部幹事会報告

令和6年12月19日（木）

I 審議事項

1. 七団体合同賀詞交歓会の件
2. 支部会員の情報の提供に関する細則の一部改正について

II 報告事項

1. 令和7年度支部役員選挙の件
2. 日本橋法人会との懇談会（10/21）の件
3. 第一ブロック金融懇話会（10/23）の件
4. 令和6年分確定申告無料相談連絡協議会（10/23）の件
5. 常会、署との定例連絡協議会（10/24）の件 常会（49名）協議会（50名）
6. 中央都税事務所との連絡協議会（10/30）の件
7. 税理士情報フォーラム2024（10/31）の件
8. 新入会員業務説明会（11/1）の件 8名
9. タックスフェア（11/7・8・11・15）の件
10. 登録調査（11/7、12/6）の件
11. 納税表彰式（11/12）の件
12. 租税教育シンポジウム（11/14）の件
13. 中間監査の件（11/22）
14. 確定申告無料相談予約制等説明会（11/22）の件
15. 税務功労者都税事務所長感謝状贈呈式（11/22）の件
16. 日本政策金融公庫との懇談会（11/25）の件
17. 証票点検（12/4・5）の件
18. 日本橋税務懇話会（12/11）の件
19. 東税協役員等関係者合同忘年懇親会（12/13）の件
20. 綱紀監察合同会議（12/16）の件
21. 確定申告無料相談等の件
22. 令和6年各種無料相談担当者慰労会の件
23. 常会の件

III 各部報告・委員会報告・理事会報告 以上

令和7年1月23日（木）

I 審議事項及び決議について

1. 令和6年度各種無料相談担当者慰労会の件
2. 令和7年度賀詞交歓会会場、日時の件（2026年1月）

II. 報告事項

1. 賀詞交歓会（東京税理士会（1/8）、京橋支部（1/10）、日本公認会計士協会東京会（1/21）の件
2. 署との定例連絡会（1/7）の件
3. 登録調査（1/10）の件
4. 令和6年度新年賀詞交歓会（1/14）の件
5. 顧問相談役会の件

III 各部報告・委員会報告・理事会報告 以上

令和7年3月26日（水）

I 審議事項

1. 東京税理士会委員の推薦の件
2. 支部会費免除の件

II 報告事項

1. 七団体合同賀詞交歓会（1/28）の件
2. 登録調査（2/7、3/19）の件
3. 確定申告期無料相談会実績報告の件
4. 各種無料相談・租税教室の慰労会（3/19）の件

III 各部報告・委員会報告・理事会報告 以上

（総務部長 栗原真平）

〔研修部〕

令和6年度も多く支部会員の皆様に、研修に参加いただきありがとうございます。

日本橋支部では、毎月1回の会場研修開催を目標として、企画をしております。また、雑談室、デジ塾も研修認定時間に加算されますので、参加をお待ちしております。

東京税理士会のホームページより研修サイトにログインすると、よりバラエティに富んだWEB研修を受講することが可能です。ぜひ36時間達成に向けて、WEB研修の受講をお勧めいたします。

令和7年は日本橋支部が第一ブロックの幹事支部となります。7月22日に酒井克彦先生を招いて合同研修を行いますので、ぜひご参加をお願い

いたします。

《実施した研修会》

日 時：令和6年12月4日(水)13：00～16：00

テーマ：「令和6年年末調整のやり方」

講 師：日本橋税務署担当官

会 場：東京証券会館

日 時：令和6年12月10日(火)15：00～17：00

テーマ：「損保の現状・税務と福利厚生への活用
の可能性」

講 師：中島康博 氏(株式会社ドリームサポ
ート)

会 場：綿商会館

日 時：令和7年1月14日(火)15：00～16：30

テーマ：「逆境における経営判断とリーダーシップ」

講 師：元谷芙美子 氏(アパホテル社長)

会 場：ロイヤルパークホテル

※新春記念講演

日 時：令和7年1月21日(火)14：00～17：00

テーマ：「最近の税務調査における否認の傾向」

講 師：税理士 清水太一 氏

会 場：AP日本橋

日 時：令和7年2月5日(水)13：30～16：30

テーマ：「令和6年分確定申告にあたっての留意
事項」

講 師：日本橋税務署担当官

会 場：東京証券会館

《実施した税理士雑談室と今後の予定》

日 時：令和6年12月13日(金)17：30～19：30

日 時：令和7年1月10日(金)17：30～19：30

日 時：令和7年2月14日(金)17：30～19：30

日 時：令和7年4月11日(金)17：30～19：30

日 時：令和7年5月16日(金)17：30～19：30

日 時：令和7年6月13日(金)17：30～19：30

会 場：すべて日本橋支部会議室

(研修部長 塩谷 満)

〔厚生部〕

〈ゴルフ部〉

3月27日に第355回T N G会を、太平洋クラブ八千代コースで行いました。

参加17名で、優勝は三浦敏幸先生、2位竹田修先生、3位結城昌史先生、ベストグロス湯本康弘先生となっています。

今後の予定ですが、5月15日に第356回T N

G会を戸塚カントリー倶楽部西コースで行います。
今回は京橋支部との対抗戦となっています。

(ゴルフ部 森 一郎)

〈野球部〉

令和6年12月以降の活動をご報告させていただきます。

12月8・9日 納会(磯部温泉 舌切雀のお宿
磯部ガーデン) 参加18名

12月19日 バッティング練習(明治神宮外苑
バッティングドーム) 参加7名

12月23日 練習(月島グラウンド) 参加9名

1月9日 朝練習(浜町グラウンド) 参加10名

1月15日 バッティング練習(明治神宮外苑
バッティングドーム) 参加9名

1月22日 新年会 参加18名

1月28日 練習(月島グラウンド) 参加10名

2月13日 朝練習(浜町グラウンド) 参加9名

2月20日 バッティング練習(明治神宮外苑
バッティングドーム) 参加10名

3月21日 練習試合(対麻布支部・夢の島野球場) 参加15名

3月26日 練習試合(対四谷支部・神宮外苑軟
式野球場) 参加11名

★今後の予定

4月1日～支部対抗戦(夢の島グラウンド)

昨年度は、支部対抗において春・秋ともに優勝を逃しました。今年はあらためて優勝旗を取り戻したいと思いますので、引き続き熱いご声援をよろしくお願いいたします。

(野球部 阿部慎史)

〈テニス部〉

〈練習会〉

12月19日 猿江恩賜公園 8名参加
練習会後、錦糸町で朝日生命保険(東京税理士協同組合)の担当者と勉強会、懇親会を行いました。

1月15日 有明テニスの森 8名参加

令和6年のテニス部は、秋の大会で混合1位トーナメント準優勝という成果を残すことができました。令和7年は団体戦の成績も残したいと思います。有明テニスの森、猿江恩賜公園で、コーチも交えて楽しく練習を行っていますので、初心者も含めて、皆さまの参加をお待ちしています。

(テニス部長 塩谷 満)

〈囲碁部〉

今後の予定

3月までの予定なし

4月以降については、昨年同様京橋支部の女子プロ指導に参加予定（年2回）

（囲碁部長 花山三郎）

〈アウトドア部〉

12月19日 月例ランニング練習会&忘年会

参加者10名

皇居でのランニング練習会の後、ジンギスカン鍋を囲んで忘年会を行いました。

1月12日 東京ニューイヤーマラソン（赤羽荒

川河川敷）

参加者4名

赤羽の荒川河川敷で行われたマラソン大会に6名参加予定でしたが、体調不良で2名が不参加。4名参加となりましたが、全員無事に完走しました。

1月16日 月例ランニング練習会 参加者2名

1月18日 久留里城巡りハイキング 参加者8名



木更津から一部廃線予定の久留里線を久留里駅で下車。名水の街のため、駅前の湧き水を飲み、「生きた水久留里酒ミュージアム」で地酒の試飲をして途中にいくつかある湧き水を味わいつつ、新井白石居宅跡、久留里神社、久留里城を見学して、最後は蘇我にあるスーパー銭湯で汗を流してビールを堪能しました。

2月13日 清澄白河にある臨川寺で寺ヨガを開催

参加者9名

確定申告の繁忙期前にヨガでととのえました。

2月20日 月例ランニング練習会 中止

3月20日 柏の葉運動場でのリレーマラソンに

参加

参加者9名

良い天気の中、気持ちよく走ることができまし

た。無事に完走しました。

★今後の予定

3月27日 月例ランニング練習会

4月16日 丸の内ヨガ

4月20日 かすみがうらマラソン大会

アウトドア部では参加者を募集しています。ランニングの他、ハイキングや軽い登山、ポルダリングやバトミントン、バーベキューなどスポーツ全般について色々と企画をしておりますので、興味がある種目にお気軽に参加してください。

（アウトドア部 増田和弘）

〈歌舞音曲部（カラオケ部）〉

〈月例会〉

令和6年12月9日 TIARA

参加者8名

令和7年1月15日 TIARA

7名

2月12日 TIARA

5名

3月 お休み

★新年度からの活動予定

歌舞音曲部創立40周年記念発表会を令和7年11月15日（土）に決定（パセラリゾーツ上野公園前店にて午前11時頃より）

カラオケ月例会 毎月1回 月の2週目で午後6時より2時間予定（TIARA）

（カラオケ部長 若狭茂雄）

（厚生部長 今井信吾）

〔税務支援対策部〕

日本橋税務署、日本橋法人会、東京商工会議所、日本橋青色申告会等からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。

また、確定申告期にあたりましては、東京会からの要請に応じて、多くの先生方にご支援ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

実施日	会場	担当税理士
9月4日(水)	法人会事務局	山崎 健
9月18日(水)	〃	岩村 仁志
10月2日(水)	〃	大曾根成行
10月16日(水)	〃	佐野 典子
11月6日(水)	〃	吉田 元明
11月20日(水)	〃	岩川由美子
12月4日(水)	〃	藤田 裕久
1月8日(水)	〃	石田 俊也

1月22日(水)	〃	津村 玲	2月7日(金)	人形町区民館	佐藤 嘉光
2月5日(水)	〃	皆平 弘一	〃	〃	大曾根成行
2月19日(水)	〃	加藤 克志	〃	〃	加藤 克志
3月5日(水)	〃	猪股 正明	〃	〃	岩川由美子
《窓口専門相談》			〃	〃	湯本 康弘
○商工会議所本部からの依頼分			〃	〃	引地 栄二
実施日	会 場	担当税理士	〃	〃	野末 和宏
10月3日(木)	丸の内二重橋ビル	木下 純一	〃	(税対部)	東 真也
1月16日(木)	〃	鈴木 久衛	《記帳指導最終回》		
○商工会議所中央支部からの依頼分			○日本橋青色申告会からの依頼分		
実施日	会 場	担当税理士	実施日	会 場	担当税理士
8月13日(火)	中央区京橋プラザ	川口 真理	12月3日(火)	日本橋青色申告会事務局	石橋 将年
10月8日(火)	〃	鈴木 久衛	12月5日(木)	〃	〃
12月10日(火)	〃	石田 俊也	《申告書代理送信》		
2月4日(火)	〃	石田 俊也	○日本橋青色申告会からの依頼分		
2月18日(火)	〃	平川 彰	実施日	会 場	担当税理士
3月6日(木)	〃	皆平 弘一	2月6日(木)	日本橋青色申告会事務局	川口 真理
《確定申告無料相談》			2月13日(木)	〃	〃
○日本橋税務署からの依頼分			2月20日(木)	〃	〃
実施日	会 場	担当税理士	2月27日(木)	〃	〃
2月4日(火)	人形町区民館	余西 吉巳	3月6日(木)	〃	〃
〃	〃	佐藤 嘉光	3月13日(木)	〃	〃
〃	〃	若狭 茂雄	《税理士記念日税の無料相談》		
〃	〃	村上 光政	実施日	会 場	担当税理士
〃	〃	秋庭 守	2月21日(金)	支部事務局会議室	小用 丈晴
〃	〃	栗原 真平	〃	〃	小崎 寧子
〃	〃	松丸 憲司	〃	(税対部)	山本 善春
〃	(税対部)	徳田 和浩	《支部確定申告無料税務相談》		
2月5日(水)	人形町区民館	平川 彰	実施日	会 場	担当税理士
〃	〃	三ヶ尻忠敬	3月3日(月)	支部事務局会議室	津村 玲
〃	〃	加藤 克志	〃	〃	山口 佳彦
〃	〃	松実 桜子	〃	(税対部)	東 真也
〃	〃	川口 真理	3月4日(火)	支部事務局会議室	山崎 健
〃	〃	野末 和宏	〃	〃	村上 光政
〃	〃	湯本 康弘	〃	(税対部)	松林 恵子
〃	(税対部)	松林 恵子	3月5日(水)	支部事務局会議室	松丸 憲司
2月6日(木)	人形町区民館	村上 光政	〃	〃	前澤左斗子
〃	〃	三ヶ尻忠敬	〃	(税対部)	徳田 和浩
〃	〃	吉田 元明	《支部無料税務相談》		
〃	〃	安藤 孝夫	実施日	会 場	担当税理士
〃	〃	秋庭 守	9月11日(水)	支部事務局談話室	秋庭 守
〃	〃	余西 吉巳	10月9日(水)	〃	平川 彰
〃	〃	松丸 憲司	11月13日(水)	〃	加藤 克志
〃	(税対部)	山本 善春	12月11日(水)	〃	小用 丈晴

1月8日(水) 〃 大曾根成行
2月12日(水) 〃 津村 玲
3月5日(水) 〃 追中 徳久
3月12日(水) 〃 山崎 健
(税務支援対策部長 藤沢佳文)

〔情報システム委員会〕

《活動報告》

〈デジ塾開催〉

令和6年12月13日 電子契約書+Windows11の
オススメ設定② (講師：安田信彦)

令和7年1月10日 RPAは本当に業務効率アップになるの? (講師：安田信彦)

令和7年2月14日 RPAを使ってみた。確定申告に有効か? (RPA第2弾)
(講師：安田信彦)

デジ塾は毎月第2金曜日の午後4時より開催しています。2年前に始まったデジ塾も、ラストスパートに入りました。みなさま、ぜひデジ塾のご参加をお願いします。

(情報システム委員長 塩谷 満)

〔租税教育推進委員会〕

4月21日に開催される阪本小学校の租税教室を皮切りに本年度も租税教室が始まります。

その予行演習として模擬教室を支部事務局に於いて開催しております。

2月7日 第7回模擬教室
主任講師 川口会員
補助講師 小山会員
4月4日 第8回模擬教室
主任講師 大戸会員
補助講師 西会員
主任講師 前澤会員
補助講師 川口会員

今後の租税教室の予定

4月21日 阪本小学校 1コマ
5月 有馬小学校 3コマ
5月 常磐小学校 2コマ
6月か7月 日本橋小学校 3コマ
7月 久松小学校 5コマ

租税教育にご関心のある方は是非模擬教室に見学にいらしてください。

令和7年度の租税教育講師養成研修も5月1日・6月16日と順次開催されますので、いずれも日本橋支部事務局までご連絡ください。

(租税教育推進委員会 委員長 梅田文江)



女性部(さつき会)

「骨盤を中心に全身を整えるレッスン」 ～強く・美しく・しなやかに～



骨盤のゆがみ

骨盤の位置を正しく保持するための筋力が弱くなると、骨盤がどんどんゆがんでしまい、「肩凝り」「腰痛」・「ぽっこりおなか」・「尿道をしめる力も弱まり尿漏れが起こりやすくなる」など

様々な支障が起こり、日常生活の不調を引き起こす可能性が有ります。骨盤を使って動かすことで全身の機能が向上し、短時間でも代謝効率を上げることができます。

皆様と一緒に楽しみながら動いてみませんか?
全身を整えるレッスンは月一度行っております。

参加希望者は支部事務局までご連絡下さい。

男性会員も参加可能です。

(女性部世話役 副支部長 梅田 文江)



西菜緒子さんが、 東京税理士会から終了証をいただきました

西菜緒子さんは、東京税理士会主催の「明日の税理士会を担う人材育成制度」A—Zセミナー12thの全過程を終了し、東京税理士会（足達会長）から終了証が授与されました。



表紙の写真について

出雲大社（出典：フリー百科事典から引用）

出雲大社（いずもおおやしろ/いずもたいしゃ）は、島根県出雲市大社町杵築東にある神社。祭神は大国主大神。

式内社（名神大）、出雲国一宮で旧社格は官幣大社。神社本庁の別表神社。宗教法人出雲大社教の宗祠。明治維新に伴う近代社格制度下において唯一「大社」を名乗る神社であった。

古代より杵築大社と呼ばれていたが、1871年（明治4年）に出雲大社と改称した。



編集後記

第174号をお読みいただきありがとうございます。今期初めて支部幹事を務め、何もわからないまま広報部員となりましたが「他力本願」で乗り切ってまいりました。

広報部では会報誌「にほんばし」の発行にあたり、毎号記事ごとに担当者が割り振られています。自ら投稿してもよいですし、他の会員に執筆を依頼してもよいのですが私は当初から自ら投稿することは考えておりませんでした。

過去の「にほんばし」を読み直し研究論文の完成度、随筆の奥深さに改めて触れ、私には会員の皆様のタシになるような論文も随筆も書けないと思ったからです。執筆を快く引き受けてくださった先生方には改めて感謝申し上げます。

「他力本願」万歳です。

ところが最近、他人の力をあてにする「他力本願」は誤用から定着したものであると知りました。本来「他力本願」とは仏教用語で阿弥陀仏の導きによって救済されるというありがたいお言葉だそうです。そのため、人任せというネガティブな意味でつかわれる「他力本願」は誤用であるということです。知りませんでした。勉強になったと思うと同時に、先生方のお力によって無事「にほんばし」を発行できた。というありがたいお言葉として使う「他力本願」は正しいのではとも思ったのです。

これからも支部会員の皆様の力をお借りして「にほんばし」をお届けしてまいりますのでよろしくお願い致します。

（広報部 H.S）

会 員 の 異 動

<入 会>

氏 名	郵便番号	事務所住所	電話番号	支部所属日	備考
二 村 駿 介	〒103-0025	日本橋茅場町1-2-14 日本ビルディング3号館3階 ブレイクスルーパートナー税理士法人	6661-2410	6年12月18日	
土 居 佳 弘	〒同上	同上	同上	6年12月18日	
安 藤 嘉 昭	〒103-0001	日本橋小伝馬町15-15 マネージポート税理士法人	6661-6861	6年12月18日	
木 名 瀬 大	〒103-0012	日本橋堀留町2-3-8 田源ビル4階 税理士法人エーピーエス	5643-2775	6年12月18日	
吉 田 貴 典	〒103-0025	日本橋茅場町1-2-14 日本ビルディング3号館3階 ブレイクスルーパートナー税理士法人	6661-2410	6年12月27日	
中 島 政 嗣	〒103-0012	日本橋堀留町1-2-15 第3朝日ビル7階 税理士法人A S H A	3527-2120	7年1月23日	
藤 本 信 二	〒103-0013	日本橋人形町2-2-8 グレース5ビル5階	090-3402-8665	7年2月20日	
高 見 有 里	〒103-0022	日本橋室町3-3-1 MAC ミッドランド税理士法人 東京日本橋オフィス	6661-1591	同上	
搦 木 壘	〒103-6117	日本橋2-5-1 税理士法人令和会計社	3231-1858	同上	
塩 沢 昭 英	〒103-0027	日本橋3-13-5 K D X 日本橋313ビル2階 ベンチャーサポート税理士法人 日本橋オフィス	6265-1681	同上	
和 田 隆 元	〒103-6117	日本橋2-5-1 日本橋高島屋三井ビルディング れいわ税理士法人	3231-1936	同上	
鈴木 友里恵	〒103-0023	日本橋本町4-8-16 K D X 新日本橋駅前ビル7F 税理士法人石川小林	3517-5884	同上	
鳴 海 憲 誠	〒103-0012	日本橋堀留町2-3-8 田源ビル4階 税理士法人エーピーエス	5643-2775	同上	
菊 池 麻 衣 子	〒103-6117	日本橋2-5-1 日本橋高島屋三井ビルディング れいわ税理士法人	3231-1936	同上	

土 井 一 真	〒103-0026	日本橋兜町20-7 パークアクシス日本橋兜町201号	080-6122-7714	7年3月1日	
阿 久 津 貴 典	〒103-0027	日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル3階 税理士法人高野総合会計事務所	4574-6688	7年3月25日	
小 倉 良 太	〒103-0023	日本橋本町4-8-16 KDX新日本橋駅前ビル7F 税理士法人石川小林	3517-5884	同上	

<法人入会>

法人名	郵便番号	事務所住所	電話番号	受付日	備考
税理士法人スリーエス 日本橋オフィス	〒103-0027	日本橋2-15-8 紅葉川ビル5F	5299-3630	7年1月22日	
すみだ日本橋税理士法人	〒103-0014	日本橋蛸殻町2-8-11 パークハビオ水天宮前 702号室	6667-0133	7年1月23日	

<転 入>

氏 名	郵便番号	事務所住所	電話番号	支部所属日	備考
高 橋 正 行	〒103-0021	日本橋本石町4-5-1 東本石町ビル3階 税理士法人高橋会計事務所	6261-4281	6年12月2日	
高 橋 司	〒同上	同上	同上	同上	
宮 本 志 穂	〒103-0023	日本橋本町2-6-1 日本橋本町ブラザビル2F	4400-1976	6年12月20日	
藤 井 邦 昌	〒103-0022	日本橋室町1-10-5 テラサキ第1ビル2F	090-2397-7295	7年1月17日	
加 藤 千 博	〒103-0021	日本橋本石町4-5-8 須田ビル4階	090-4627-5432	7年2月1日	
高 橋 隆 敏	〒103-0027	日本橋3-9-1 日本橋三丁目スクエア11階 VistraJapan 税理士法人	5355-3661	7年2月12日	
岡 田 辰 憲	〒103-0027	日本橋3-9-1 日本橋三丁目スクエア3階	080-4369-7773	7年2月12日	
河 田 佐 奈 江	〒103-0027	日本橋3-9-1 日本橋三丁目スクエア11階 VistraJapan 税理士法人	5355-3661	7年2月12日	
大 川 内 久 雄	〒103-0014	日本橋蛸殻町2-11-2 オートエックス工藤ビル4F ストラダ税理士法人	5643-6431	7年3月7日	
湯 川 宏 平	〒103-0001	日本橋小伝馬町15-15マ ネージポート税理士法人	6661-6861	7年3月17日	

<法人転入>

氏 名	郵便番号	事務所住所	電話番号	支部所属日
税理士法人高橋会計事務所	〒103-0021	日本橋本石町4-5-1 東本石町ビル3階	6261-4281	6年12月2日
VistraJapan 税理士法人	〒103-0027	日本橋3-9-1 日本橋三丁目スクエア11階	5355-3661	7年2月12日

<事務所住所変更>

氏 名	郵便番号	事務所住所
玉 越 賢 治	〒103-0022	日本橋室町4-4-10 東短室町ビル4F
中 山 史 子	〒同上	同上
田 中 千 亜 希	〒103-0005	日本橋久松町9-9 FRAME 日本橋8F-C室
鷺 百 合 子	〒103-0016	日本橋小網町8-2 BIZMARKS 日本橋茅場町7階
鈴 木 利 光	〒103-0027	日本橋1-2-10 東洋ビル
小 林 賢 一 郎	〒103-0022	日本橋室町1-11-12 9F
近 藤 と も 子	〒103-0014	日本橋蛸殻町1-9-1 スプリングビル
大 田 原 幸 司	〒103-0023	日本橋本町1-4-9 4A
堀 内 裕 太	〒同上	同上
川 淵 純 治	〒103-0013	日本橋人形町2-17-2-505号
奥 村 武 博	〒103-0001	日本橋小伝馬町14-5 メローナ日本橋1004号
角 田 義 幸	〒103-0014	日本橋蛸殻町2-8-11 パークハビオ水天宮前702号室
梅 津 恭 男	〒同上	同上
松 田 英 土	〒103-0026	日本橋兜町9-5-519
櫻 井 健 二	〒103-0027	日本橋2-16-2 KDX 日本橋216ビル9階
進 藤 範 彦	〒103-0013	日本橋人形町3-7-13-903号
古 旗 淳 一	〒103-0006	日本橋富沢町3-18 サンウォールビル3階

<法人事務所住所変更>

法人名	郵便番号	事務所住所
税理士法人ジェミナイ税理士事務所	〒103-0016	日本橋小網町 8-2 BIZMARKS 日本橋茅場町 7 階
税理士法人ゆいアドバイザーズ	〒103-0022	日本橋室町 4-4-10 東短室町ビル 4F
税理士法人つばさ	〒103-0023	日本橋本町 1-4-9 4A

<事務所名変更>

氏 名	新事務所名	氏 名	新事務所名
小 崎 寧 子	小崎寧子税理士事務所	鈴 木 敏 裕	篠原拓郎税理士事務所
鷺 百 合 子	税理士法人ジェミナイ税理士事務所	川 渕 純 治	川渕純治税理士事務所
村 上 康 夫	税理士法人スリーエス 日本橋オフィス	青 木 隆	税理士法人スリーエス 日本橋オフィス
笠 倉 邦 仁	笠倉邦仁税理士事務所	奥 村 武 博	奥村武博税理士事務所
岩 澤 尚 也	岩澤尚也税理士事務所	角 田 義 幸	すみだ日本橋税理士法人
梅 津 恭 男	すみだ日本橋税理士法人	星 尊 之	星 尊之税理士事務所
西 田 奈 穂 子	MAC ミッドランド税理士法人 東京日本橋支店	山 田 遼	MAC ミッドランド税理士法人 東京日本橋支店
八 嶋 絵 里	同上	高 見 有 里	同上

<法人名変更>

法人名	新事務所名
MAC&BP ミッドランド税理士法人 東京日本橋支店	MAC ミッドランド税理士法人 東京日本橋支店

<事務所電話番号変更>

氏 名	電話番号	氏 名	電話番号	氏 名	電話番号
松 木 謙 一 郎	090-9102-9855	小 田 陽 一	080-6899-8413	川 渕 純 治	080-7513-7203
笠 倉 邦 仁	090-1850-0541	岩 澤 尚 也	090-3332-1838	梅 津 恭 男	6667-0133
宮 澤 佳 奈	050-5897-0956				

<法人事務所電話番号変更>

法人名	新事務所名
税理士法人ジェミナイ税理士事務所	6403-0949

<転 出>

氏 名	転出先	氏 名	転出先	氏 名	転出先
米 野 美 和 子	上野支部へ	山 本 瞳	麹町支部へ	山 田 溪	芝支部へ
磯 浩 之	豊島支部へ	北 島 恭 子	豊島支部へ	佐 藤 貴 也	京橋支部へ
松 浦 健 司	京橋支部へ	小 林 文 子	京橋支部へ	齋 藤 圭 祐	京橋支部へ
紺 野 芳 朗	本所支部へ	林 理 恵 子	麹町支部へ	五 味 孝 文	京橋支部へ
平 根 慶 幸	足立支部へ	多 賀 谷 博 康	京橋支部へ	代 田 道 和	京橋支部へ
稲 垣 泰 典	京橋支部へ	鈴 木 ま す 美	京橋支部へ	伊 藤 修 平	麹町支部へ
大 西 倫 雄	京橋支部へ				

<法人会員転出>

法人名	転出先	法人名	転出先
あがたグローバル税理士法人 東京事務所	京橋支部へ	税理士法人みかさ	京橋支部へ

<退 会>

氏 名	備考	氏名	備考	氏名	備考
塚 田 久 美 子	関東信越会	伊 藤 孝	東京地方会	篠 原 幹 根	業務廃止
小 野 和 之	業務廃止	廣 瀬 雅 則	東京地方会	嶋 田 穰	関東信越会
樽 松 貴	千葉県会	伊 藤 達 也	東京地方会	瀬 川 福 美	業務廃止

<法人会員退会>

法人名	備考	法人名	備考
税理士法人ジェミナイ税理士事務所 茅場町オフィス	廃止	S T A R 税理士法人	解散

<会員死亡>

近藤 芳郎	令和6年12月16日死亡 84歳	城之尾辰美	令和6年12月18日死亡 84歳
-------	------------------	-------	------------------

中小企業倒産防止共済制度

経営セーフティ共済

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、
売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。

「もしも」のときの資金調達手段として
当面の資金繰りをバックアップします。

中小企業倒産防止共済制度の特長

1

掛金の10倍の範囲内で 最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。

2

貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3

掛金は税法上 損金（法人）または 必要経費（個人事業）に

掛金月額は、5千円～20万円の範囲内
（5千円単位）で自由に選べます。

令和6年10月1日以降に共済契約を解約し、再度共済契約を締結（再加入）する場合、その解約の日から2年を経過する日までの間に支出する掛金については、必要経費または損金に算入できなくなります。

取引先の倒産から
会社を守る制度です！

※令和5年9月より、中小企業倒産防止共済の一部お手続きのご加入者様自身によるオンライン受付を中小機構ウェブサイトにて実施しております。

オンライン手続きをご希望の方は、中小機構共済相談室に直接お問い合わせをお願い致します。
（本組合ではオンライン手続きに関する対応ができませんので、ご注意ください。）

オンライン手続きについて



制度の詳しい内容についてのお問い合わせ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構（中小機構） 共済相談室

TEL.050-5541-7171

資料請求・各種手続きに関するお問い合わせ先

東京税理士協同組合

TEL.03-5363-2011

2024.4



全国税理士共栄会

東京税理士会の皆さまへ

VIP大型総合保障制度 ビジネスマスター・プラスのご案内

全国税理士共栄会の 特長

- ✓ 関与税理士の承認を得ることで、関与先様もご入会いただくことができます。
- ✓ 入会金・会費不要で、さまざまな会員サービスやメリットのある保険制度に加入できます。

特長 1

**税理士の関与先も
入会できます!**

関与税理士の承認を得て入会いただくと、VIP大型総合保障制度をご利用いただけます。

特長 2

**入会金・会費は
かかりません!**

全国税理士共栄会への入会に関して、入会金や会費は不要です。

特長 3

**会員限定のサービス・
特典が受けられます。**

- 電話による税の無料相談
- PET・人間ドック医療機関を優待
料金でご案内
- 介護無料相談の提供 等

VIP大型総合保障制度の 特長

- ✓ 生保・損保の各種商品があり、スケールメリットによる割安な保険料となっています。
- ✓ 2022年7月より、「事業活動を取り巻くリスク」に対応する商品を新たに導入しました。

事業活動を取り巻くリスクに対応する保険

全国税理士共栄会の**ビジネスマスター・プラス**

POINT
1

企業の事業を取り巻くさまざまなリスクを
1つの保険契約でまるっと補償します!

POINT
2

期間中のメンテナンス不要! 新規出店や
設備の入替があっても補償されます!

モノ
のリスク
物損害
ユニット

休業
のリスク
休業
ユニット

ケガ・病気
のリスク
傷害
ユニット

賠償
のリスク
賠償
ユニット

■ビジネスマスター・プラスは、事業活動総合保険のベトナムです。■この保険の内容は、全国税理士共栄会を契約者とする事業活動総合保険団体契約の概要を説明したものです。
SJ24-10518 (2024/11/19)

幹事代理店 (全国税理士共栄会指定代理店)

株式会社日税サービス

〒163-1529 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29F
TEL03-5323-2111 FAX03-5323-2123 (受付時間: 平日午前 9 時から午後 5 時半まで)

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社
団体・公務開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1
TEL03-3349-5402 FAX03-6388-0161
(受付時間: 平日の午前 9 時から午後 5 時半まで)

日税グループ 日税ビジネスサービス 日税不動産情報センター 日税共栄会保険代行 日税サービス 日税経営情報センター 日税信託

挑みつづける、変わらぬ意志で。



《東京商工会議所から融資のご案内》

マ ル 経 融 資

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）は、商工会議所の推薦に基づき

日本政策金融公庫が**無担保・保証人不要**（保証協会の保証も不要）で融資を行う制度です。

制度概要

融資限度額 **2,000万円**

返済期間 運転資金・設備資金 いずれも10年以内

※据置期間についてはお問い合わせ下さい。

融資利率 **2.00%**（固定金利）

※一定の要件を満たす資金については、上記利率より当初2年間0.5%引下げとなります。詳細はお問い合わせください。

※2025年4月1日時点の金利です。金融情勢により変わる可能性があります。

※中央区に主たる事業所のある方に対して中央区から利子補助金（補給金）が最長3年間支給されます。

※審査の結果、ご要望にお応えできない場合がございますので、予めご了承ください。

融資対象（主な項目）

●小規模事業者であること ⇒

小規模事業者とは、従業員20人以下の法人や個人事業主の方
但し、**商業・サービス業は5人以下**（宿泊業・娯楽業は20名以下）
※アルバイト・役員等を除いた人数

●最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を行っている事業者

（※創業予定の方や、創業後1年未満の方は、融資対象とはなりません。）

●税金（所得税・法人税・事業税・住民税など）を完納している事業者

●商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる事業者

※東商会員・非会員を問わずご利用いただけます。お気軽にお問い合わせください。

【経営に関するお悩み承ります】

◆**税理士による無料税務相談**

第2火曜日

◆**弁護士による無料法律相談**

第1・3火曜日

※午後1時～4時（1回30分）電話にて要予約

※ご相談は事業に関する内容に限ります

東京商工会議所中央支部【事前予約制】電話：03-3538-1811

〒104-0061 中央区銀座1-25-3 中央区立京橋プラザ3階

部活動風景



▼ 野球部 ▼



▼ 税務支援対策部 ▼



▼ アウトドア部 ▼

